

静岡県立農林環境専門職大学等教員倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、静岡県立農林環境専門職大学及び静岡県立農林環境専門職大学短期大学部（以下これらを「専門職大学」という。）の教員が県民全体の奉仕者であってその職務は県民から負託された公務であることにかんがみ、教員の職務に係る倫理の保持に資するため必要な措置を講ずることにより、教員の自律性及び倫理性の維持・向上と職務の執行の公正さに対する県民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する県民の信頼を確保することを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 教員 専門職大学の学長、教授、准教授、講師及び助教
- (2) 学部等 生産環境経営学部及び短期大学部生産科学科
- (3) 事業者等 法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。)その他の団体及び事業を行う個人(当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。)をいう。

2 この規程の規定の適用については、事業者等の利益のためにする行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者は、前項第3号の事業者等とみなす。

(教員が遵守すべき職務に係る倫理原則)

第3条 教員は、県民全体の奉仕者であり、県民の一部に対してのみの奉仕者でないことを自覚し、職務上知り得た情報について県民の一部に対してのみ有利な取扱いをする等県民に対し不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならない。

2 教員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならない。

3 教員は、法律又は条例により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与等を受けること等の県民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。

4 教員は、専門職大学の組織運営及び教育に支障をもたらす行為、言動を行ってはならない。

5 教員は、倫理性の向上を図るため、必要な自己研修に努めるものとする。

(学長の責務)

第4条 学長は、新たに教員となった者及び新たに学部等の長になった者に対して、教員の倫理性の向上に関する基本的な事項や役割を理解させるため、研修の実施等指導に努めなければならない。

(学部等の長の責務)

第5条 教員に第3条の規定に違反する行為があったと疑われる場合、学部等の長は学長に報告すると共に、静岡県立農林環境専門職大学等倫理委員会（以下「倫理委員会」という。）に文書で審議を申し出ることとする。

(倫理委員会の責務)

第6条 倫理委員会は前条による申し出のあった事項について審議し、その結果を学長に文書で報告するものとする。

(違反行為に対する措置)

第7条 学長は、倫理委員会の審査報告に基づき、教員に第3条の規定に違反する行為があったと認めた場合においては、評議会の議を経て、人事管理上必要な手続きを講ずるものとする。

(教員倫理内規)

第8条 学長は、第3条に掲げる倫理原則を踏まえ、教員の職務に係る倫理の保持を図るために必要な事項に関する内規(以下「教員倫理内規」という。)を定めるものとする。この場合において、教員倫理内規には、教員の職務に利害関係を有する者からの贈与等の禁止、制限等教員の職務に利害関係を有する者との接触その他県民の疑惑や不信を招くような行為の防止に関し教員の遵守すべき事項及び事業者等から贈与等を受けた教員の報告に関する事項が含まれていなければならない。

(教員の倫理を監督する職員)

第9条 教員の職務に係る倫理の保持を図るため、教員の倫理を監督する教員を置く。
2 教員の倫理を監督する教員は、教員に対しその職務に係る倫理の保持に関し必要な指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。

(内規への委任)

第10条 この規程の施行に関し必要な事項は、内規で定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。